



総務省

特集

700MHz / 900MHz帯における

周波数移行について

MIC FOCUS

活用しよう!

在外選挙制度

地方のかがやき

エコリゾートタウンへの取組

静岡県

東伊豆町



総務省の今。

本誌では、総務省が発表した調査結果に関するさまざまなデータや最新のトピックスなどを紹介していきます。

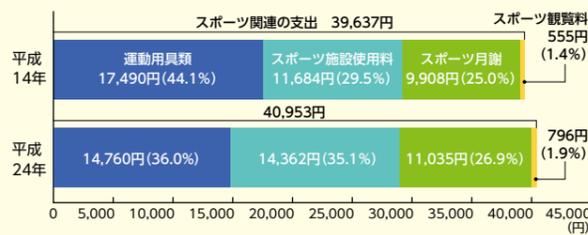


データから見るスポーツ関連へのお金の使いみち

今年(平成26年)は、2~3月に冬季オリンピック・パラリンピックが開催され、6月にはサッカーのワールドカップが開幕するなど4年に一度のビッグイベントの年となっていて、スポーツに関心が集まる1年になりそうです。そこで、今月は「スポーツ関連の支出」※1について、家計調査の結果から見てみましょう。

※1 ここでは、「運動用具類」、ゴルフプレー料金やスポーツクラブ使用料などの「スポーツ施設使用料」、「スポーツ月謝」、「スポーツ観覧料」を「スポーツ関連の支出」としています。

図1 スポーツ関連の年間支出金額(平成14年、24年)
注()内は、スポーツ関連の支出の合計に占める割合を示しています。



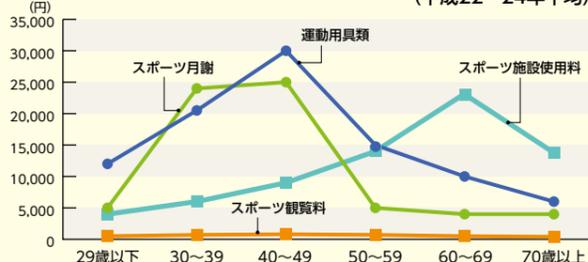
最初に1世帯当たりのスポーツ関連の年間支出金額について、平成14年と24年を比較して見てみると、消費支出全体が減少している中で、10年間に3.3%増加しています。内訳を見ると、スポーツ施設使用料、スポーツ月謝やスポーツ観覧料は増加していますが、最も支出割合の高い運動用具類が大きく減少しており、物(財)の購入からサービスの購入へと変化してきていることがわかります(図1)。

図2 都道府県庁所在市別スポーツ観覧料への年間支出金額(平成22~24年平均)



次に、1世帯当たりのスポーツ観覧料への年間支出金額(平成22~24年平均)を都道府県庁所在市別に見てみると、さいたま市が3,322円と最も多く、次いで広島市、札幌市となっています。上位の市にはサッカーや野球のプロチームの本拠地があり、さいたま市はサッカーJ1のチームが2つもあります。また、最近、活躍しているチームのある市が上位にきており、例えば、広島市ではサッカーJ1の「サンフレッチェ広島」が、札幌市ではプロ野球の「北海道日本ハムファイターズ」が、それぞれ平成24年にリーグ優勝しています(図2)。

図3 世帯主の年齢階級別スポーツ関連の年間支出金額(平成22~24年平均)



最後に、1世帯当たりのスポーツ関連の年間支出金額(平成22~24年平均)を世帯主の年齢階級別に見てみると、ゴルフプレー料金などが含まれるスポーツ施設使用料への支出は世帯主の年齢が60歳代の世帯で最も多くなっています。一方、スポーツ月謝や運動用具類への支出は、子育て世帯が多い30歳代および40歳代で多くなっています(図3)。

データ・アーカイブ

[家計調査]
(二人以上の世帯)結果より

データから見る POINT 1

10年前との比較—
スポーツ用具類から
施設や観覧料へ

データから見る POINT 2

地元のプロスポーツ
チームの活躍が観覧
料を牽引

データから見る POINT 3

いつまでも元気で
いるために高齢世帯
でも高い健康意識

2 データ・アーカイブ [家計調査]

データから見るスポーツ関連へのお金の使いみち

4 700MHz/900MHz帯における周波数移行について

10 MIC FOCUS

活用しよう!
在外選挙制度

14 MIC NEWS 01

全国のサービス産業が
詳しく分かる

サービス産業動向調査「拡大調査」結果(速報)から

16 MIC NEWS 02

知っていますか?
統計調査員のこと

18 MIC NEWS 03

e-ネットキャラバンのご紹介

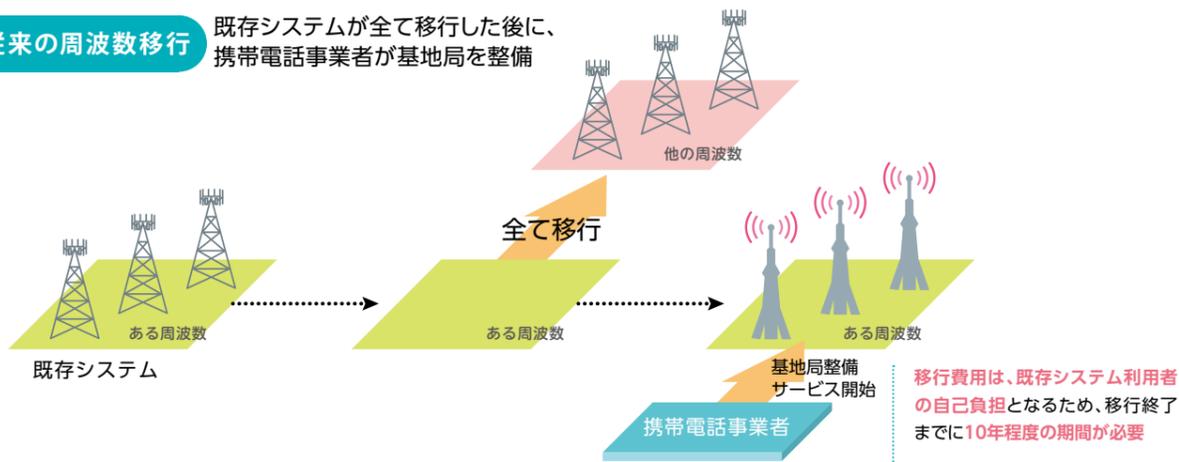
20 地方のかがやき

エコリゾートタウンへの取組
静岡県東伊豆町

終了促進措置による迅速・円滑な周波数移行イメージ

従来の周波数移行

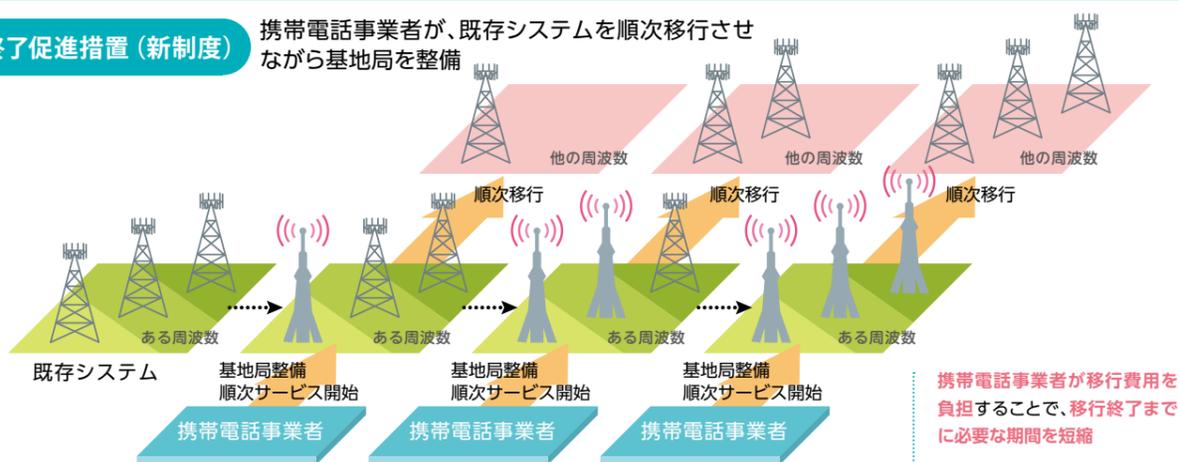
既存システムが全て移行した後に、携帯電話事業者が基地局を整備



周波数移行に要する費用を、新たに電波の割当を受ける者が負担し、電波の再編を促進する制度(終了促進措置)を導入
電波法の一部改正(H23.5.26成立、6.1公布、8.31施行)

終了促進措置(新制度)

携帯電話事業者が、既存システムを順次移行させながら基地局を整備



「終了促進措置」とは

700MHz/900MHz帯における周波数移行では、電波法改正によってできた新しい制度(終了促進措置)が利用されてこま。

終了促進措置とは、周波数移行に要する費用を新たに電波の割当てを受ける者が負担し、迅速な移行を図る制度です。

700MHz帯においては、イー・アクセス株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社/沖縄セルラー電話株式会社が、既存システムであるFPU及び特定ラジオマイクに割り当てていた周波数帯の移行に要する費用を負担することになります。

900MHz帯においては、ソフトバンクモバイル株式会社が既存システムであるMCA及び電子タグ(RFID)の新たな周波数帯への移行に要する費用を負担することになります。

700MHz/900MHz帯における周波数移行について

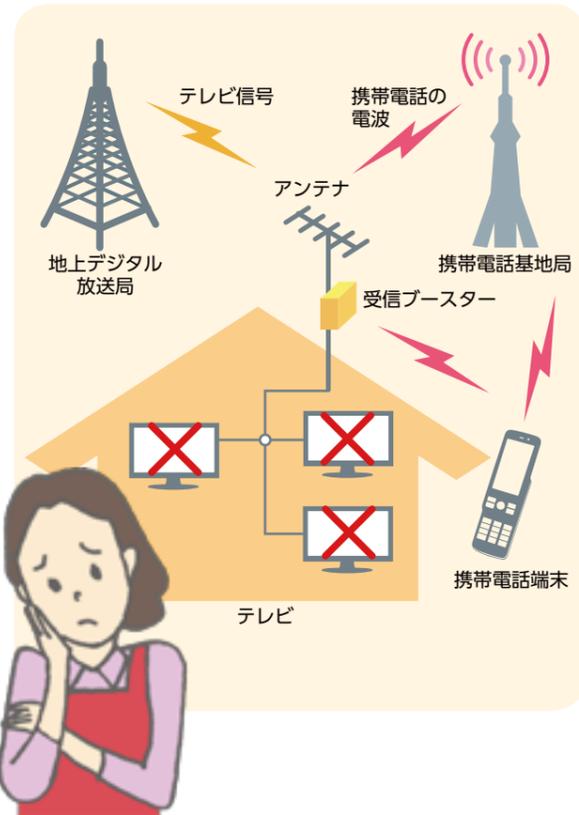
皆さんは、なぜ、またどのように700MHz帯及び900MHz帯の電波の周波数移行が行われているかご存知ですか？

電波は有限希少な資源であり、国民のニーズに合わせて周波数を有効に利用することが必要です。そのため、周波数の利用状況を見ながらその都度、周波数移行が行われています。

700MHz帯及び900MHz帯の周波数移行については、近年のスマートフォンの普及等に伴う携帯電話システムのトラフィックの急増等を踏まえ、新たな携帯電話システムの周波数を確保するため行っているものです。



特集 700MHz/900MHz帯における周波数移行について



地上デジタル放送の完全移行により空いた周波数では、これまで地上テレビジョン放送が使用していた周波数に、携帯電話の電波が今後(※)発射されることになり、テレビ用のアンテナに受信したテレビ信号を増幅する装置(受信ブースター)を使用している場合、テレビ信号とともに携帯電話の電波も増幅してしまいます。これにより、テレビのアンテナがある強さ以上の携帯電話の電波を受信すると、テレビへの過度の信号入力や、受信

テレビの受信ブースター障害(地上デジタル放送の受信障害)について

ブースターの処理能力を超えたことによる動作不良により、地上デジタル放送を正常に視聴できない場合があります(受信ブースター障害)。この受信ブースター障害の防止・解消については、今後、700MHz帯を使用する携帯電話事業者3者及び700MHz利用推進協会が対応を行うこととなります。
※700MHz帯を使用する携帯電話事業者3者の計画では、周波数移行が実施されることを前提として、平成26年10月末の電波発射を予定しています。

JEITA DH 710
DHマーク710(デジタルハイビジョン受信マーク710)は、一般社団法人電子情報技術産業協会が審査・登録された一定以上の性能を有する機器のうち、UHF帯域(ch13~ch52)に対応したブースターに付与されるシンボルマークです。

JEITA DH
右下に「710」がないマーク(左図)は異なるマークです。お間違いのないようお気を付け下さい。

新しく受信ブースターを購入される方へ

地上デジタル放送で使用しなくなった710MHzを超える周波数を利用する新しいシステムによる影響を軽減する受信ブースターには、左記の「DHマーク710」というマークが付いています。

家を新築するなど、新しい受信ブースターを購入されるような場合は、「DHマーク710」が付いた製品を利用するようにご協力をお願いいたします。

700MHz帯の周波数移行及び受信ブースター障害についてのお問い合わせ

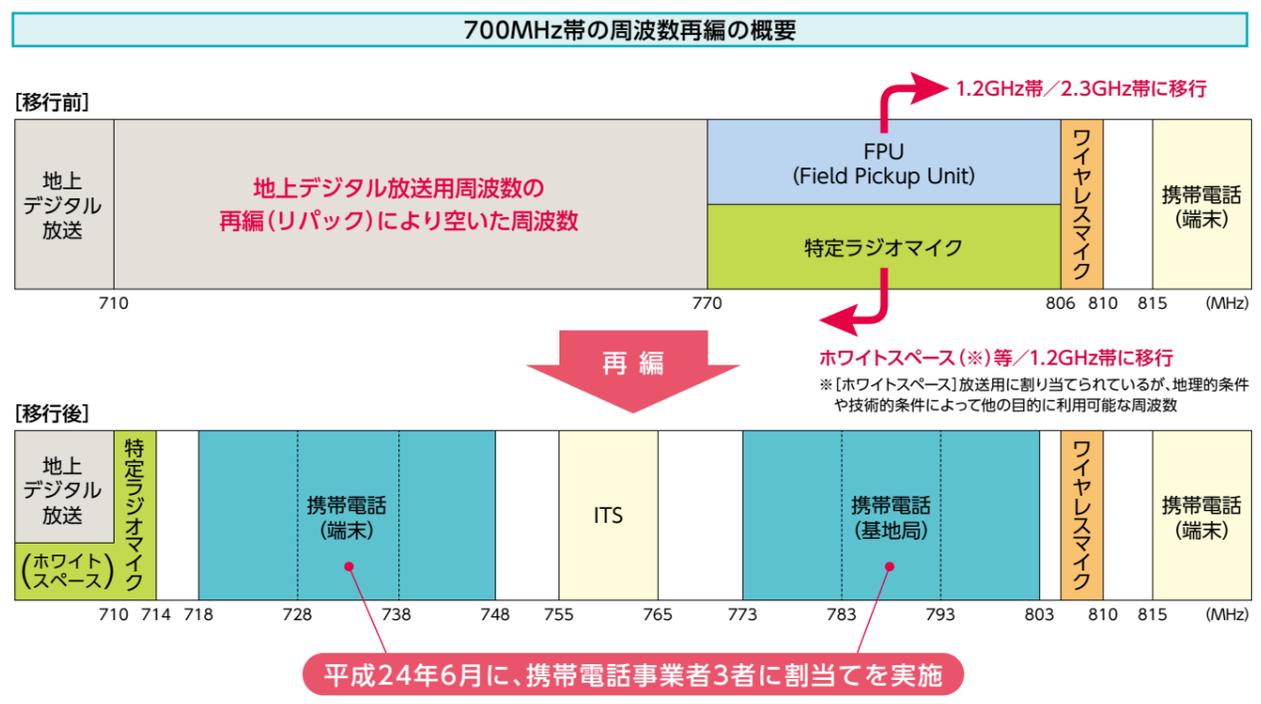
● 700MHz帯の周波数移行
TEL 0800-800-0824 (通話料無料)
※9:30~18:00 土日・祝祭日及び年末年始除く <http://www.700afp.jp/>

● 受信ブースター障害
TEL 03-6712-1956 (将来的にコールセンターを設置予定)

700MHz帯の周波数移行に関する問合せについては、上記の窓口をお願いします。なお、700MHz利用推進協会は、イー・アクセス株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社/沖縄セルラー電話株式会社が共同協力して周波数移行を完了させるとともに、地上デジタル放送の受信ブースター障害の解消対策を行う団体です。

700MHz帯の周波数移行について

近年のスマートフォンの普及等に伴う携帯電話システムのトラフィックの急増等を踏まえ、700MHz帯に新たな携帯電話システムの周波数を確保するため、現在700MHz帯を使用するFPU(報道、スポーツ中継など放送事業で使用される可搬型システム)及び特定ラジオマイク(ホールやスタジオ等において音声音響を伝送するためのワイヤレスマイクシステム)の各システムの周波数移行が行われています。



700MHz帯の携帯電話用周波数については、平成24年6月に、イー・アクセス株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社/沖縄セルラー電話株式会社の3者に割当てを行っており、この3者が終了促進措置によりFPU及び特定ラジオマイクの周波数移行に要する費用を負担することになります。

なお、周波数移行に当たっては3者が設立した一般社団法人700MHz利用推進協会が実際の移行作業を実施しています。FPU及び特定ラジオマイクの免許人に対しては、3者及び同協会から周波数移行の実施手順について通知が送付され、現在個別の免許人に対し移行についての協議が行われているところです。

700MHz/900MHz帯における周波数移行について

700MHz帯の周波数移行について

900MHz帯の周波数移行について

特集 700MHz/900MHz帯における周波数移行について

700MHz/900MHz帯の周波数移行について

700MHz帯の周波数移行について

900MHz帯の周波数移行について

Q1 現在使用中の電子タグ(RFID)はどうすればいいですか？

A1 ●従来の周波数帯の電子タグ(RFID)は、国の定める移行期限である**周波数使用期限の平成30年3月31日まで**に、新周波数帯に移行していただく必要があります。

●平成30年4月1日以降、旧周波数帯のシステムを使用していると電波法違反(*)となり、罰せられる場合がありますので、スケジュールに十分余裕をもって円滑に移行してください。

*平成30年4月1日以降は、技術基準適合証明等の効力がなくなりますので、不法開設となり、電波法第110条により懲役1年以下又は罰金100万円以下に処せられる場合があるほか、携帯電話の無線設備の機能に障害を与えた場合は、電波法第108条の2により懲役5年以下又は罰金250万円以下に処せられる場合があります。



Q3 ソフトバンクモバイルと協議する方法を教えてください。

A3 ●免許又は登録を受けている方は、ソフトバンクモバイル株式会社から協議の実施手順について通知がなされていますので、それに従って協議を開始してください。

免許や登録の必要がない電子タグについても注意!

免許や登録の必要がない電子タグ(特定小電力無線局である電子タグ(RFID))をお使いの方は通知が行われませんので、下記のソフトバンクモバイル株式会社の窓口へご連絡するか、ホームページをご確認ください。



Q2 移行にかかる費用はどのくらいですか？

A2 ●移行費用は終了促進措置により、従来の周波数帯で新たに携帯電話事業を行うソフトバンクモバイル株式会社が負担します。負担の対象となるのは、周波数移行に必要な①設備費、②工事作業費、③ソフトウェア改修費となります。

●実際の費用負担については、ソフトバンクモバイル株式会社と協議を行い、合意した内容となります。また、**移行費用負担の対象となるシステムは周波数使用期限の平成30年3月31日より前までに移行するもの**に限ります。



Q4 自分の使っているシステムが移行対象の電子タグ(RFID)かどうか分からないのですが？

A4 ●ソフトバンクモバイル株式会社の下記窓口やお使いの製品のメーカー等にお問い合わせください。なお、お使いの無線機器に「技術基準適合証明」や「工事設計認証」などの番号があれば「技術基準適合証明等を受けた機器の検索」<http://www.tele.soumu.go.jp/giteki/SearchServlet?pageID=js01>から確認することができます。



900MHz帯の周波数移行に対する受付・相談窓口

ソフトバンクモバイル株式会社

TEL 0800-919-0900 通話料無料/365日24時間受付可

- 900MHz帯周波数移行促進について <http://www.softbank.jp/corp/group/sbm/public/900mhz/>
- 特定小電力無線局を利用した電子タグ機器をお使いのみなさまへ <http://www.softbank.jp/900mhz/>



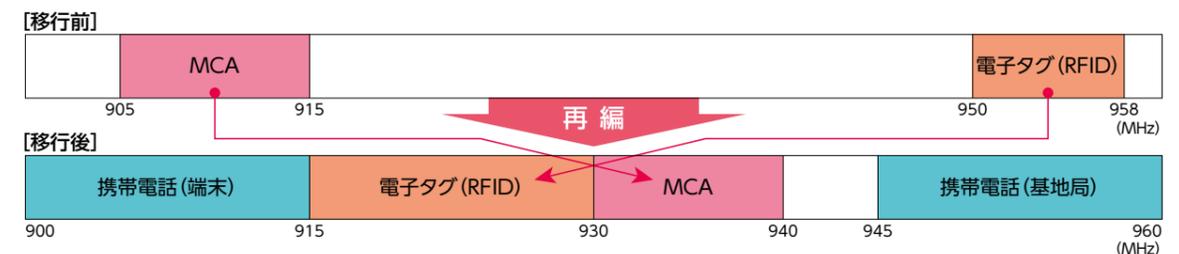
900MHz帯の周波数移行について

近年のスマートフォンの普及等に伴う携帯電話システムのトラヒックの急増等を踏まえ、

900MHz帯に新たな携帯電話システムの周波数を確保するため、

現在900MHz帯を使用するMCA(陸上運輸・自治体防災・BCP等に用いられる一斉指令機能やグループ通信機能を有する移動通信システム)及び電子タグ(物流・スマートメーター等に用いられる個体識別情報を近距離の無線通信によってやりとりするシステム)の各システムの周波数移行が行われています。

900MHz帯の周波数再編の概要



あなたも電子タグ(RFID)の移行が必要かも？

移行対象の電子タグ(RFID)は例えばこのようなものに使用されています



上記以外にも電子タグ(RFID)には様々な種類があるため、詳しくはP9に記載のソフトバンクモバイル株式会社「特定小電力無線局を利用した電子タグ機器をお使いのみなさまへ」をご覧ください。

900MHz帯の携帯電話周波数については、平成24年3月にソフトバンクモバイル株式会社に割当てを行っており、同社が終了促進措置によりMCA及び電子タグ(RFID)の周波数移行に要する費用を負担します。

既存システムのうち、免許や登録の必要がない電子タグ(RFID)(左図参照)を使用している方が終了促進措置による周波数移行を希望する場合、自らソフトバンク

モバイル株式会社に対して申入れを行う必要がある場合がございます。

なお、既存システムであるMCA、電子タグ(RFID)の両システムは、国の定めた周波数使用期限である平成30年4月1日以降は使用できなくなります。また、終了促進措置を利用せず周波数移行を行う場合、その費用は従来どおり自己負担となります。

在外選挙人名簿の登録

対象者は、満20歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上その者の住所を管轄する日本大使館・総領事館の管轄区域内に住所を有する者です。



在外選挙人名簿への登録申請方法

申請者本人または申請者の同居家族等が直接、お住まいの住所を管轄する日本大使館・総領事館の窓口申請してください。



申請書は日本大使館や総領事館の窓口にあります。また総務省のホームページでも入手できます。

【注意事項】

- 海外への転出時には、お住まいの市区町村において転出届を提出する必要があります。
 - 申請書には、日本での最終住所地と本籍地を記入する必要がありますので、事前にご確認ください。
 - 登録申請をした市区町村の選挙管理委員会から、日本大使館・総領事館を経由して在外選挙人証が交付されます。在外選挙人証は、投票する都度提示していただくものです。大切に保管してください。
 - 帰国後、転入届を提出して4か月を経過した時には、在外選挙人名簿から抹消されます。その後、再び海外に転出した場合には、あらためて在外選挙人名簿への登録申請が必要です。
- また、国内の選挙人名簿に登録された場合や在外選挙人名簿から抹消された場合には、在外選挙人証は交付を受けた市区町村の選挙管理委員会に返納してください。

【申請時に必要となるもの】

- 申請者本人が申請する場合
 - ① 旅券(パスポート)等
 - ② 日本大使館・総領事館の管轄区域内に住所を定めた年月日から、登録申請日まで居住していることを証明する書類(住居の賃貸借契約書、居住証明書、住民登録証、住所が記載されている電気・ガス代の領収書など)
- 同居家族等を通じて申請する場合
 上記①・②に加えて次の③・④が必要です。
 - ③ 申請を行う同居家族等の方の旅券(パスポート)等
 - ④ 申出書(あらかじめ、申請者本人が、この「申出書」と「在外選挙人名簿登録申請書」に署名する必要があります。)

活用しよう! 在外選挙制度

外国においても日本の国政選挙に投票ができます。

在外選挙人名簿の登録資格

日本国籍をお持ちの方

年齢が満20歳以上の方

海外に3か月以上お住まいの方

住所を管轄する日本大使館・総領事館の管轄区域内に引き続き3か月以上お住まいの方

【留意点】

申請時に3か月以上住所を有している必要はなく、在留届の提出と同時に申請することができます。3か月以上住所を有していることを確認された後に、市区町村選挙管理委員会において在外選挙人名簿に登録されます。

投票のために「登録申請」をしましょう

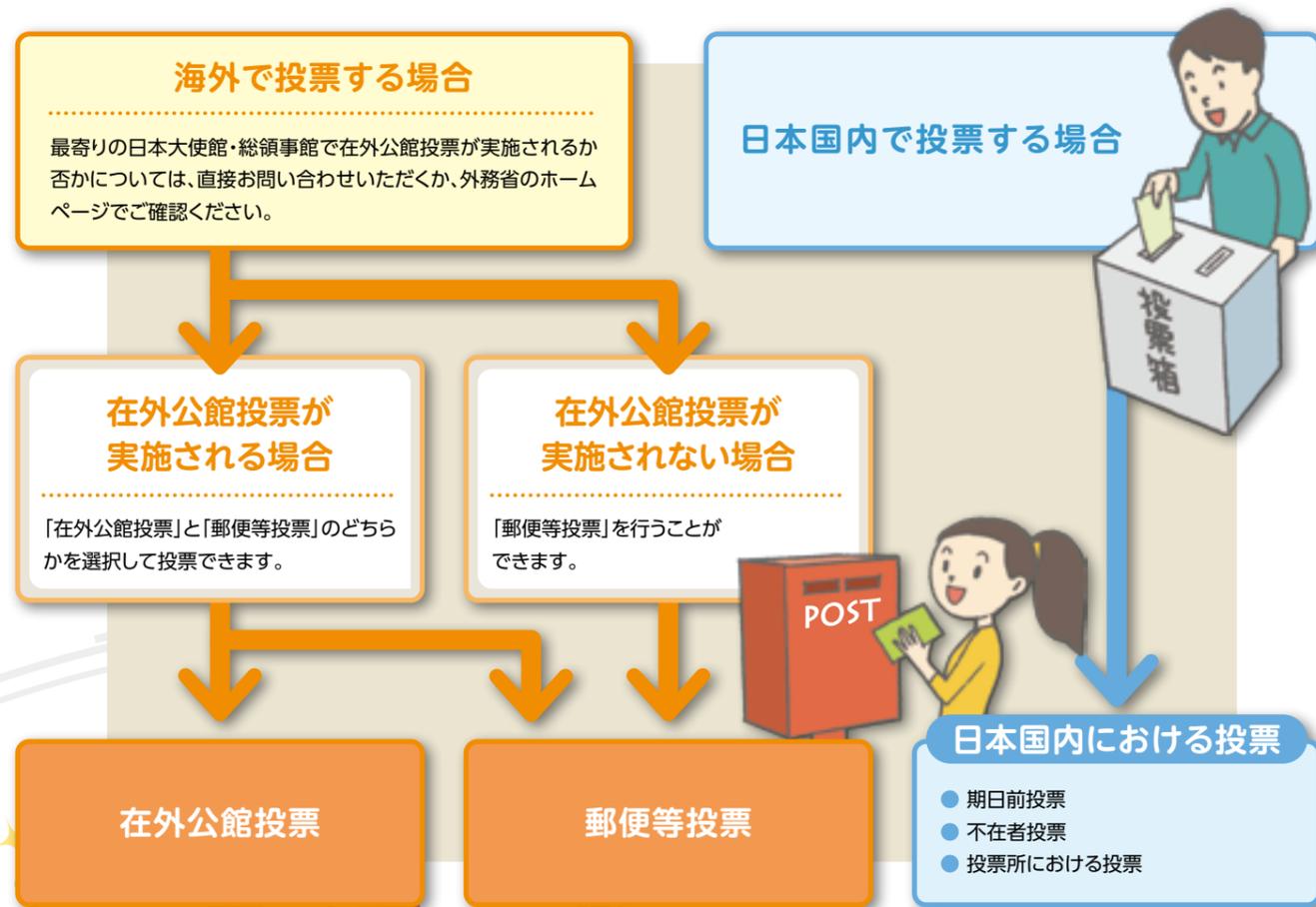
「在外選挙制度」で、外国においても衆議院議員選挙(小選挙区選挙・比例代表選挙)および参議院議員選挙(選挙区選挙・比例代表選挙)に投票することができます。

海外で投票するためには、お住まいの住所を管轄する日本大使館・総領事館(出張駐在官事務所を含む)を通じて、最終住所地または本籍地の市区町村選挙管理委員会に在外選挙人名簿への登録を申請する必要があります。

登録された方には、投票に必要な「在外選挙人証」が、申請先の市区町村選挙管理委員会から日本大使館・総領事館を通じて交付されます。



在外選挙の投票方法フローチャート



詳しくは、総務省、外務省のHPをご覧ください

「在外選挙制度」



総務省 <http://www.soumu.go.jp/senkyo/hoho.html>
外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/>

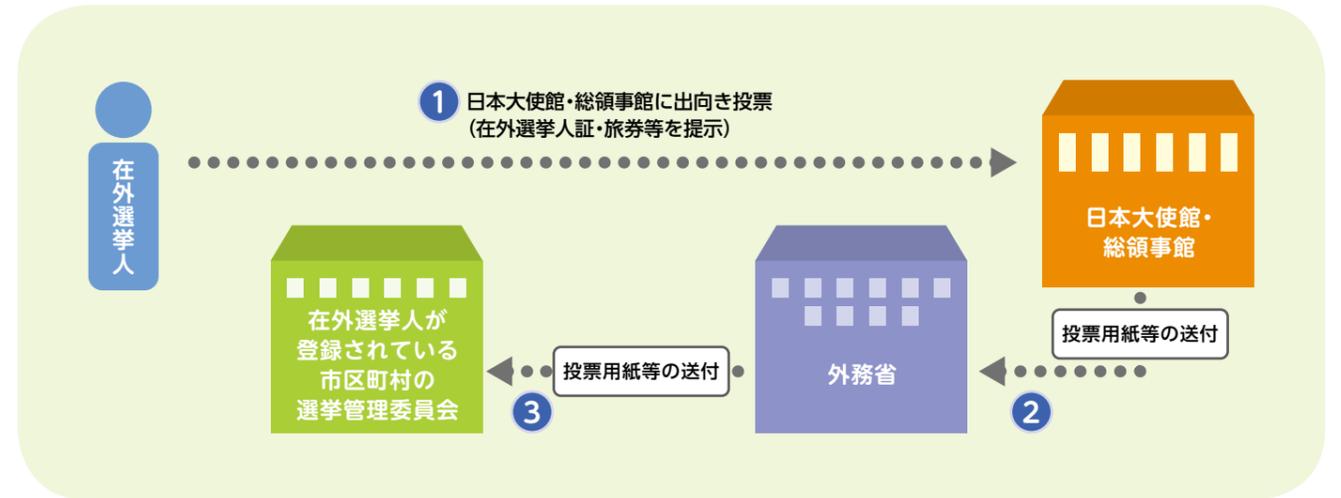
在外選挙制度

検索

在外選挙の投票方法

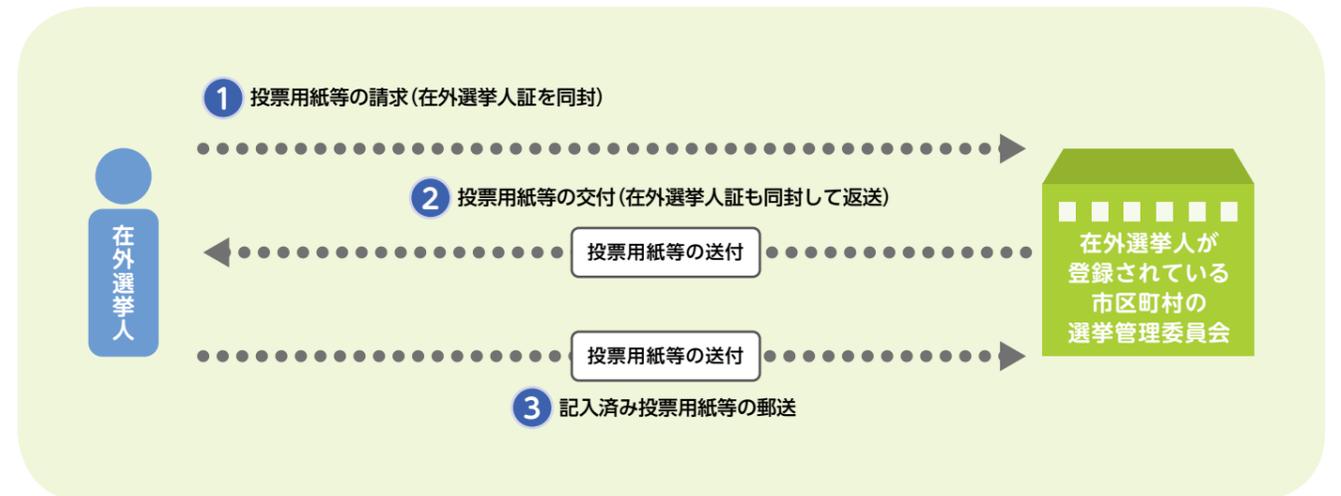
1 在外公館投票

日本大使館・総領事館(出張駐在官事務所を含む)に出向いて、在外選挙人証と旅券等の身分証明書を提示して投票する方法です。



2 郵便等投票

登録先の選挙管理委員会に対して、投票用紙等の交付請求を行い、入手後に投票用紙等に記入の上、再び登録先の選挙管理委員会へ郵送することにより投票する方法です。



3 日本国内における投票

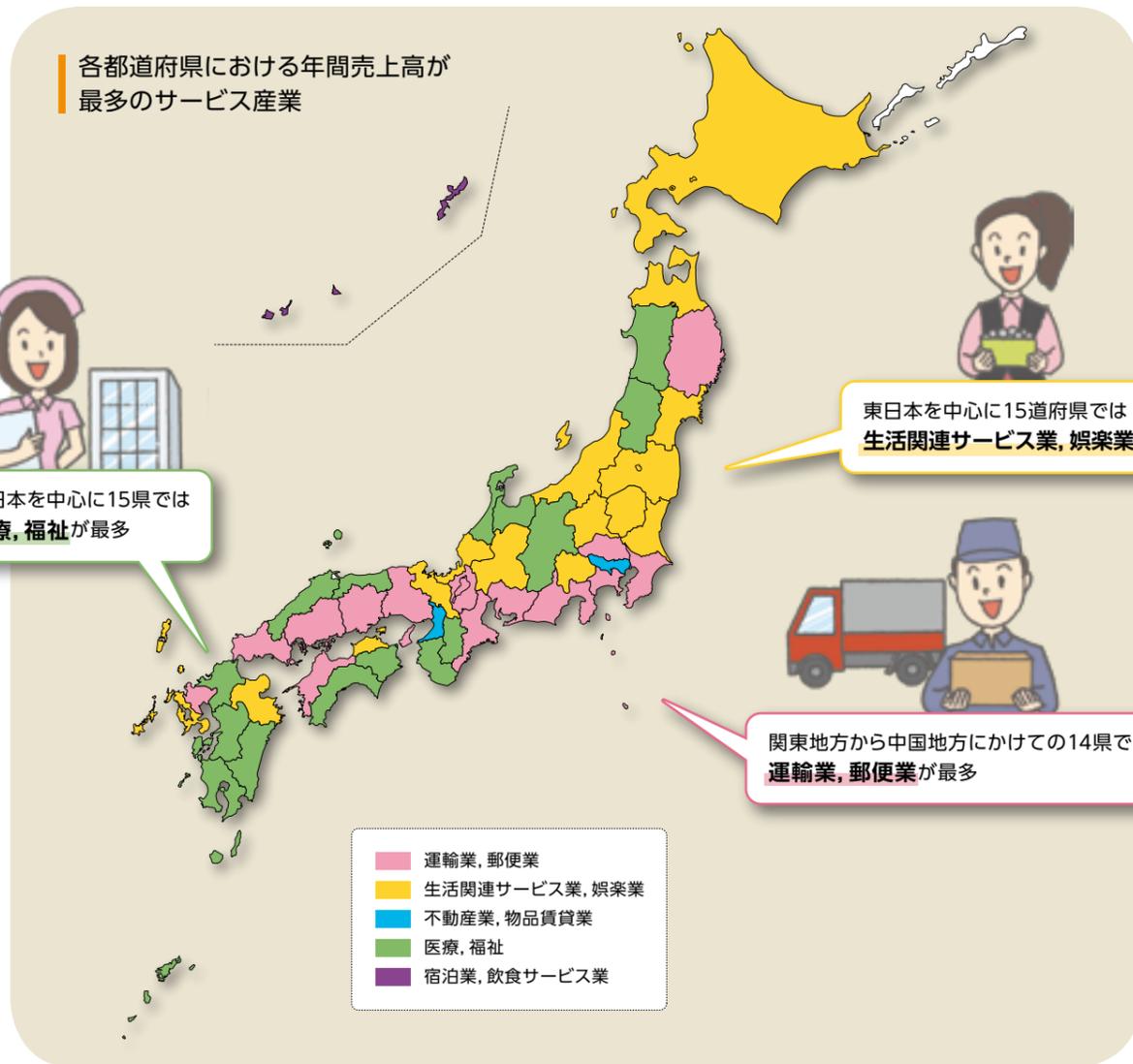
旅行等により一時帰国した方や帰国直後で転入届を提出して3か月を経っていない方(選挙人名簿に登録されていない方)は、在外選挙人証を提示して、日本国内で投票することができます。



都道府県の状況

順位	サービス産業計 年間売上高 (百万円)		全国に占める 割合 (%)	累 計
	全 国	289,908,962	100.0	
1	東 京 都	71,825,443	24.8	24.8
2	大 阪 府	25,431,018	8.8	33.6
3	神 奈 川 県	17,977,825	6.2	39.8
4	愛 知 県	17,498,740	6.0	45.8
5	埼 玉 県	12,346,652	4.3	50.1

上位5位の都府県の
サービス産業のシェアは
全国の約5割



全国のサービス産業 が詳しく分かる

サービス産業動向調査「拡大調査」結果(速報)から

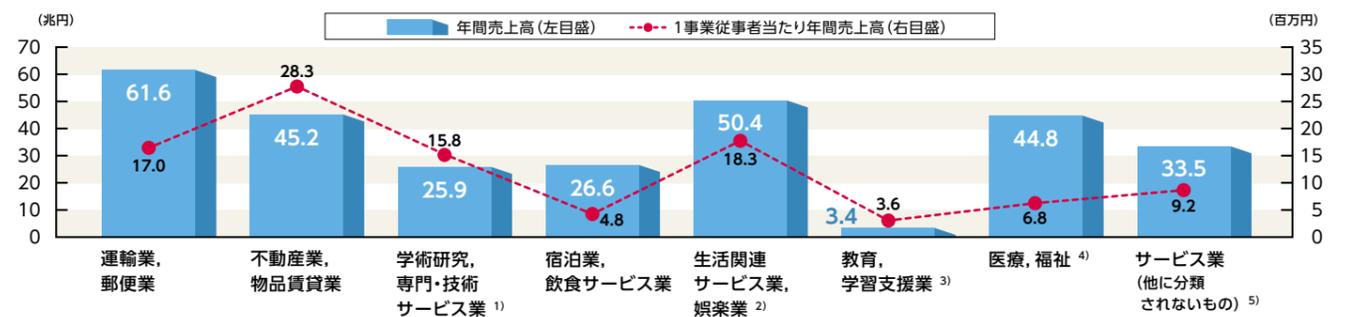


サービス産業動向調査は、我が国の国内総生産(GDP)の約7割を占めるサービス産業の全体像を明らかにするため、サービス産業の売上高と従事者数の毎月の動向をお聞きする形で平成20年に創設された調査です。

平成25年からは、さらに地域別の状況などを明らかにし、都道府県の産業政策や民間企業の経営判断などに活用されることを目的として、拡大調査年次調査を6月に初めて実施し、その結果を26年1月に公表しましたのでお知らせします。

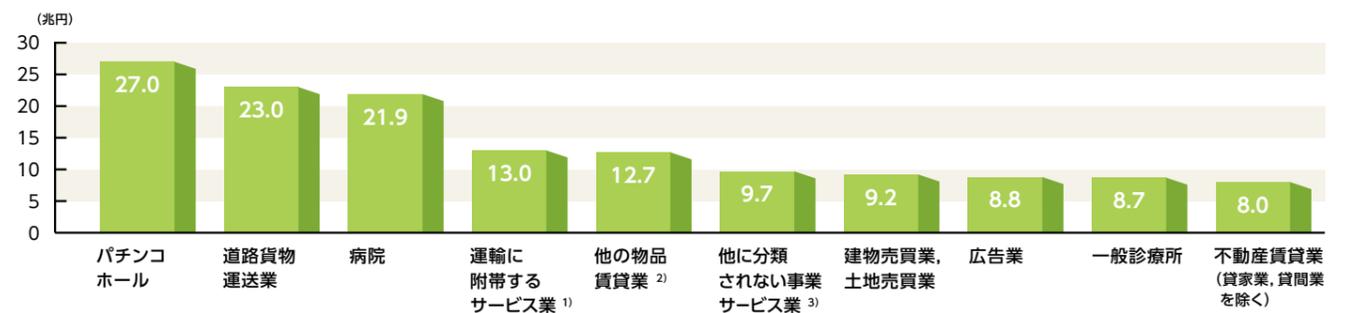
平成24年の年間売上高の状況

産業大分類別の状況



注1)「学術・開発研究機関」及び「純粋持株会社」を除く。注2)「家事サービス業」を除く。注3)「学校教育」を除く。注4)「保健所」、「社会保険事業団体」及び「福祉事務所」を除く。注5)「政治・経済・文化団体」、「宗教」及び「外国公務」を除く。

産業詳細分類別の状況



注1) 有料道路経営業、飛行場など 注2) 総合リース業、事務用機械器具賃貸業、レンタルビデオ業など 注3) イベント企画、コールセンターなど

サービス産業動向調査(拡大調査) 調査結果 <http://www.stat.go.jp/data/mssi/kekka.htm#kakudai>

本調査は、民間業者へ委託して実施しています。

サービス産業動向調査実施事務局
【フリーダイヤル】0120-250-069 平日(土・日・国民の祝日・年末年始を除く)9:00~18:00



統計調査員の仕事

統計調査員は、国勢調査、経済センサス、労働力調査、家計調査、工業統計調査、商業統計調査などの統計調査に従事しています。

調査ごとに多少の違いがありますが、具体的には次のような内容の仕事をしています。

1 市区町村などが主催する事務打合せ会(説明会)に出席する

統計調査員が知っておかなければならないこと(調査の趣旨・有用性等)の説明を受けるとともに、調査に必要な書類や用品を受領します。



2 調査対象を確認する

担当する調査地域を巡回して、調査ごとに指示された調査対象を漏れなく確認し、調査地域の地図など調査に必要な書類を作成します。この段階で、「調査のお願い」などの依頼状を配布して調査の実施を事前にお知らせする場合があります。



3 調査票を配布し、記入を依頼する

調査対象の世帯や事業所・企業などを個別に訪問して面会します。まず、調査の趣旨や内容、調査結果がどのように活用されているかなどについて説明して調査への協力を依頼します。次に、調査票を配布して記入の仕方や提出方法などを説明します。また、調査対象からの質問に対して回答します。

近年の統計調査では、インターネット回線を経由して、自宅や職場のパソコンから電子調査票で回答できるオンライン調査も増えています。



4 調査票を収集する

調査票を配布した各調査対象のもとを再度訪問して、記入された調査票を受け取ります。



5 調査票を点検・整理する

収集した調査票の内容に間違いや不備がないかを確認します。不明な点があった場合は、再度訪問するか電話で調査対象に確認することがあります。



6 調査票を提出する

点検が終わると、都道府県又は市区町村に統計調査員自身が調査票を持参して提出します。



統計調査員の身分など

● 統計調査員の身分

統計調査員は、各省の大臣や都道府県知事から調査実施の都度任命される非常勤の公務員です。

統計調査員は調査活動中、身分を証明する「調査員証」を必ず携帯しており、調査対象への訪問時には調査員証の提示を行っています。

● 統計調査員の義務(守秘義務)

統計調査員には、統計法により守秘義務が課されており、調査対象から報告された内容その他調査活動を通じて知り得た秘密を漏らした場合には処罰されます。また、この義務は、統計調査員を辞めた後も引き続き課されます。

本誌を御覧の皆さんには、統計調査員の役割の重要性を御理解いただき、統計調査員が調査の依頼に訪れた際は、調査への御協力をお願いします。



知っていますか?

統計調査員のこと



皆さんは「統計調査員」という言葉をお聞きになったことがありませんか。国勢調査などの統計調査を行う上で、調査対象の方々に、調査の趣旨や内容、調査結果がどのようにに活用されているかなどについて理解いただくことは、調査に協力していただく上でとても大切です。このため、統計調査の最前線において、いわばその統計調査の顔

として、調査対象の方々とは直接に当たって統計調査への理解と協力を得る役割を担っているのが統計調査員です。統計調査員は、調査対象の方々を訪問し、調査票の記入依頼や調査票の収集・点検といった統計調査の仕事の中でも基本的で重要な部分を受け持っており、統計の正確性の確保に大きく寄与しています。

統計調査員制度の沿革

我が国で統計調査員が最初に置かれたのは、明治27年(1894年)の農商務統計で、当時は統計調査委員と呼ばれていました。しかし、その仕事は、事務の補助であり、今のようなものではありませんでした。

現在のような仕事をする統計調査員が置かれたのは、大正9年(1920年)の第1回国勢調査が最初で、この時には、全国に約27万人の国勢調査員が置かれました。これ以降、統計調査を統計調査員によって実施することが多くなってきました。

戦後、昭和22年(1947年)に制定された旧統計法で、調査を実施する時に統計調査員を置くことができることが規定され(第12条)、平成19年(2007年)に全面改正された新統計法においても同様の規定が定められています(第14条)。

我が国では、統計の正確性を確保するための統計調査員による調査が広く採用されており、現在実施されている統計調査のうち、大規模なもの(例えば、国勢調査、経済センサス、農林業センサス、工業統計調査)の多くは、この方法によって行われています。

総務省では、統計調査員に正しい知識を持って活動していただけるよう、統計調査員確保対策事業を実施して、統計調査に従事することを希望される方に、統計調査の仕組み、統計調査員の役割・仕事内容をまとめた冊子等の配布、研修会等を通じた必要な統計情報の提供及び実務知識の付与を行っています。



e-ネットキャラバン のご紹介

インターネットや携帯電話、スマートフォンなどを
正しく使う知識を身に付けましょう!

**子どもに迫る
4つのネット危機**

今や私たちの日常生活やビジネスに
欠かせないコミュニケーションツール
であるインターネットや携帯電話、ス
マートフォン。近年は子どもたちがこ
れらを容易に利用できる環境も整って
います。

また、学校からの連絡事項もインター
ネットを通じて行われたり、携帯電話や
スマートフォンを持った子どもが改札を
通ると自動的に自宅にメールで知らせ
てくれるサービスなどもあります。

このように子どもたちにとってイン
ターネットや携帯電話、スマートフォン
などは、生まれた時から身近にある便
利なツールとしての認識が強く、それ
だけに大人より警戒心もなく、使う上
での判断力やモラルの準備が整わない
うちに、安易にネットの世界に足を踏み
入れてしまいがちです。そのため、ネッ
ト依存やネットいじめ、ネット詐欺など
のトラブルも多発しています。

今日のネット社会では、既に子ども
たちがネット犯罪の被害者だけでなく、
加害者にもなっています。インター
ネットや携帯電話、スマートフォンなど
の安心・安全な利用方法について、子ど
もたちが学ぶとともに、子どもたちを
見守る立場の保護者や教職員も学ぶ必
要があります。

1. ネット依存

携帯電話やスマートフォンでのメール
の送受信やSNSの利用は、常に友達で
あることを確認するために多くなりが
ちです。また、オンラインゲームを1日
に何時間もやっていたり、サイトを長時
間閲覧している場合は危険信号です。

2. ネットいじめ

携帯電話やスマートフォンなどを介し
たネットいじめは、被害が拡大しやす
く、見られたくない画像が流布される
など、被害者の子どもの精神的被害は
甚大で、不登校、転校、果ては自殺にま
で至ってしまうこともあります。

3. ネット誘引

インターネットを介したコミュニケーショ
ンの醍醐味は、今まで知らなかった多く
の人の共通の趣味や関心について会
話ができることです。しかし、その反面
で、実際に会うように誘いかける悪意あ
る大人も多いので注意が必要です。

4. ネット詐欺

インターネット上には、金もうけをたく
らんで、クレジットカード情報を盗
み出したり、架空の請求書を送りつけ
てお金を振り込ませたり、さらには、ね
ずみ講や悪徳マルチ商法の手口でお金
をだまし取ろうとする悪意ある大人が
います。

子どもがネットを使う際に伝えておきたい
4つのネット危機

**約束しよう! 保護者と子どもで
守る7つの約束**

- 1 大人も子どももルールやマナーを守ります**
大人も子どももインターネットや
携帯電話、スマートフォンなどの
利用に関するルールや
マナーを守ります。
- 2 ネットで知り合った人とは会いません**
子どもには、
ネットで知り合った人と
会わせません。
- 3 家庭のルールを作ります**
子どもと一緒に、
安全なネットライフのための
家庭のルールを作り、守ります。
- 4 いじめはしません、見逃しません**
ネットいじめは
絶対にさせません、
見逃しません。
- 5 トラブルは大人に相談します**
インターネットや携帯電話、
スマートフォンなどのトラブルは、
一人で悩まないで
大人に相談するように
日頃から話しておきます。
- 6 加害者にも被害者にも
なりません**
子どもをネット上の加害者にも
被害者にもしないように、
家庭での予防教育に
力を注ぎます。
- 7 大人の携帯電話や
スマートフォンなどを
勝手に使いません**
子どもが大人の携帯電話や
スマートフォンなどを勝手に
使わないように十分注意します。

e-ネットキャラバンで子どもと一緒に学びませんか?

子供に迫るネット危機の実体を正しく知り、予防と対策を学ぶ「e-ネット安心講座」を開講中!

対象者 児童生徒、保護者、教職員

実施主体 一般財団法人マルチメディア振興センター

協力団体 通信事業者等民間団体233社、公益法人12団体、
政府・自治体2省・22団体、その他42団体

講師 認定講師1,779名

開始年度 平成18年4月から実施

実施件数 8,323件(受講者数:約110万人)
(平成26年2月28日現在)

お申込み・お問い合わせは
一般財団法人マルチメディア振興センター
【電話】03-5403-1090 【FAX】03-5403-1092
【URL】<http://www.e-netcaravan.jp>

インターネットトラブル事例集
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html

**e-ネット
キャラバンとは?**

e-ネットキャラバンとは、子どもたちの
インターネットの安心・安全な利用の
ために、総務省や文部科学省、通信事業
者等が連携し、全国に講師を派遣する出
前講座であり、昨年度は二千件以上の講
座を実施しています。

要望に応じて、小・中学生向け、中・高
校生向け、保護者・教職員向けの出前講
座を実施します。

講座内容はネット依存、ネットいじめ、
ネット誘引、ネット詐欺への対処方法など
で1時間程度となります。講師の派遣に
ともなう謝礼や交通費は無料ですので、
各学校での授業の一環やPTAの会合や
教職員の研修会、勉強会などにぜひご活
用ください。

受講者の声①
インターネットは毎日利用しているが、今回初めて知る
こともあり、もう少し勉強する必要があると感じた。自分自身そ
して子どもたちを守るために常にアンテナを張って新しい情報
に注意したい。(北海道)

受講者の声②
スマートフォンをまだ持たなかったのですが、これから子どもに持たせるためにとっても勉強になりました。
ビデオ等でわかりやすく説明があったので、子どもにも事例
として詳しく説明できると感じます。(岐阜県)

受講者の声③
ネットの安全・安心な利用のための教育や研修
は、学校・家庭・地域、総がかりで取り組むことが
大切だと思いました。(埼玉県)



稲取キンメ

わが町 自慢

気候も穏やかで豊かな自然に恵まれた東伊豆町には、みかんやわさび、伊勢海老など数多くの特産品があります。その中でも随一の名品をあげるとするならば「稲取キンメ」でしょう。これは稲取漁港で日戻り操業によって水揚げされた一本釣りの金目鯛です。稲取のキンメの脂がのった美味しさはプロの料理人の間でも一目置かれる存在。中でも煮付けは絶品です。地域団体商標として商標登録し、全国にアピールしています。



「エコを観光のシンボルに」
表情豊かな自然を楽しみ、温泉で癒され、山海の幸に舌つつみ。伊豆半島東海岸に位置する東伊豆町は、古くから多くの観光客に愛されてきたリゾート地です。そんな同町が新しい魅力で注目を集め始めています。それが「エコ」。エコロジーと観光を融合させた「エコ

町の資源を活かす① 風力発電

町ぐるみで挑戦し続ける 「エコリゾートタウン東伊豆」構想

リゾートタウン東伊豆」として、地域に根ざしたまちおこしにチャレンジしているのです。

そのきっかけとなったのは今からおよそ10年前、平成15年に運転を始めた町営の風力発電所です。同町では、「ならしいの風」と呼ぶ北東風が1年を通じて吹いており、風が強くなると漁師たちは海に出られず、農作物にも被害が出るなど、この風に悩まされてきました。しかしこの「風こそが町に新風を吹き込むことになったのです。つまり風を逆手にとって有効利用しよう」と発想したのが風力発電だったのです。

風力発電の収益を活かして

こつとして勢いよく回り始めた3基の風車は、売電によって町に収益をもたらすとともに、新たな観光のシンボルとなっています。今では町役場の職員がガイド役となって「夏休み風車見学会」も始めています。



地方の かがやき

静岡県

東伊豆町

温暖な気候と自然の恵みにあふれた東伊豆町。今、その資源を活かし、守る「エコによるエコ」のまちづくりに挑戦しています。



静岡県



PROFILE

人口…13,397人 (平成26年2月28日現在)
面積…77.83km²
H P…<http://www.town.higashiizu.shizuoka.jp>

東伊豆町の歴史

東伊豆町は、温暖な気候に恵まれる伊豆半島東海岸の中央に位置する町です。基幹となる産業は観光であり、大川・北川・熱川・片瀬・白田・稲取の6つの温泉郷を擁し、豊かな自然の中、1年を通じてゴルフやパラグライダー、マリンスポーツなどを楽しめます。近年では、再生可能エネルギーへの取組など、新たな魅力に光を当てた観光業の活性化に力を注ぎ、「エコリゾートタウン東伊豆」として町のブランド化を進めています。

郷土EYE

わが町の伝統 つるし飾り



東伊豆町の稲取地区では、桃の節句の頃、雛壇の両脇に「つるし飾り」を飾る風習があります。この「雛のつるし飾り」の起源は江戸後期で、古着の端切れで人形をつくり、雛人形のかわりとして飾ったことが始まりといわれています。

戦後の混乱とともに一時途絶えてしまったこの伝統文化を、稲取婦人会の皆さんが平成の時代になって復活。現在は「雛のつるし飾りまつり」として、同町を代表するイベントにまで成長しました。毎年1月下旬から3月まで開催され、10万人もの観光客が訪れます。

「雛のつるし飾り」は、物を粗末にしないという、いにしえの人たちが大切にしていた「エコ」の意識から生まれた風習ともいえます。そんな文化が長い歳月を経て、「エコリゾートタウン東伊豆」に美しい彩りを添えています。



ECO RESORT TOWN HIGASHIIZU

これからも全国でもトップレベルの地球環境保護活動と豊かな自然環境保全を両輪に「エコリゾートタウン東伊豆」構想にチャレンジしていきます。



(仮称)熱川湯の華ばあーく温泉発電所

風力に続く自然エネルギーとして、東伊豆町が新たに力を注いでいるのが「温泉発電」です。これは、沸点の低い液体(代替フロン等)を温泉の熱水で加熱し、発生させた蒸気でタービンを回し発電するもの。自治体としては全国初の取組で、今年3月から運転をスタートしました。

同町の温泉発電の特徴は、湯量が毎年200㍑という比較的小規模な源泉を活用していること。実は全国の温泉地の源泉ほとんどがこの規模だそうです。将来的には町内の複数の源泉に設置し、非常時の電源としても活用していく計画です。

このほか、太陽光発電については、風力発電で得た収益を活かした補助金制度を設け、一般家庭での利用を促進しています。さらに小規模な水力発電も行っており、さまざまな自然エネルギーをひとつのエリアで見学できることでエコリゾートタウンとして価値を高めています。

町の資源を活かす② 温泉発電



細野高原

稲取地区の山間部に広がる細野高原は、最近旅行雑誌などでしばしば紹介される、秋の新名所。東京ドーム26個分、125ヘクタールというスキの野原が広がる景色はまさに絶景です。東伊豆町では、この高原を維持するために、百年以上も前から毎年山焼きを行っています。

また、荒れた雑木林を地元の人たちが手作り整備した「大川温泉やぶ椿園」や、初夏にはホタルが舞う水辺など、同町には豊かな里地里山がたくさんあります。このような昔から受け継ぐ環境を守り続けることも大切なエコなのです。

エコを地域の恵みとして育てていくためには、自然の力ばかりでなく、人の力も欠かせません。同町では、高学年の児童を対象に、県と共催で「アースキッズ」と名づけた環境教育を進め、将来のリーダーを育てています。エコロジーで、訪れる人にも住む人にも魅力あふれるまちづくり。それが「エコリゾートタウン東伊豆」がめざす理想の姿です。

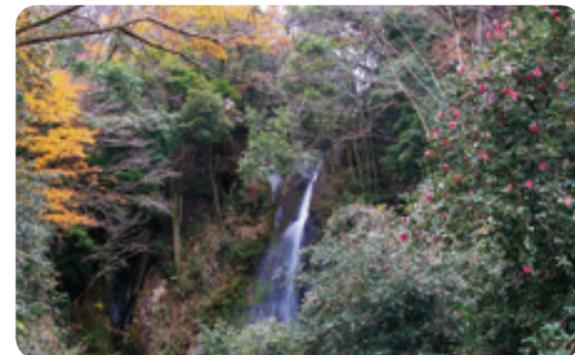
町の自然を守り、育てる 里地里山の保全



アースキッズ(環境教育)



自然観察会



やぶ椿園

FDMA 消防庁

大切なまち、
守りたい人がいます。



中野 貴之さん(青森県 青森市消防団第2分団)



うちの孫は消防団員。
自慢の贈れる孫よ!

中野 貴之さん(青森県 青森市消防団第2分団)



夫婦でまちの役に立ちたくて。

中野さん夫婦(東京都 目黒区消防団)



地域の防災、防火のために。

中野 貴之さん(青森県 青森市消防団第2分団)



住み慣れたまちだから、
親子で参加しています。

中野さん親子(青森県 青森市消防団第2分団)



人とのつながりを実感しました。

中野さん親子(青森県 青森市消防団第2分団)



心強い仲間達と活動しています。

中野 貴之さん(青森県 青森市消防団第2分団)



消防団員募集



地域の安心と安全を守るために、あなたにもできることがあります。

お問い合わせ先電話番号

消防団のホームページはこちら

<http://www.fdma.go.jp/syobodan>

消防団

検索

消防団員募集の手続き等については、市町村ごとに定められていますので、居住地(あるいは勤務地)の市役所・町村役場、または最寄りの消防署にお問い合わせください。



消防団協力事業所表示制度